

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	ジーエフシー株式会社
【英訳名】	GLOBAL FOOD CREATORS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 公一
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡笠松町田代978番地の1
【電話番号】	058-387-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部部長兼財務経理部管掌 丹羽 淳
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡笠松町田代978番地の1
【電話番号】	058-387-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部部長兼財務経理部管掌 丹羽 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月24日開催の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額127,162,538円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

経営に関する意思決定の合理性の強化と透明性の高い経営を実現するとともに、意思決定の迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を目的として、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設するとともに、重複する規定の削除等、所要の変更を行う。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、西村公一、苗村彰仁及び丹羽淳を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、飯尾照男、葛西良亮、足立雅之及び諏訪直樹を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額30,000千円以内と定める。なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、月額4,000千円以内と定める。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役に対し退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	45,510	85	0	(注)1	可決 (99.3%)
第2号議案 定款一部変更の件	45,365	229	0	(注)2	可決 (99.0%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件				(注)3	
西村 公一	45,503	92	0		可決 (99.3%)
苗村 彰仁	45,501	94	0		可決 (99.3%)
丹羽 淳	45,491	104	0		可決 (99.3%)
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				(注)3	
飯尾 照男	45,425	170	0		可決 (99.2%)
葛西 良亮	45,428	167	0		可決 (99.2%)
足立 雅之	45,428	167	0		可決 (99.2%)
諏訪 直樹	45,430	165	0		可決 (99.2%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	45,455	140	0	(注)1	可決 (99.2%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	45,449	146	0	(注)1	可決 (99.2%)
第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	45,430	165	0	(注)1	可決 (99.2%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

なお、賛成比率の算定に当たっては、事前行使の無効票分についても出席株主の議決権の数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上